

アマチュア無線 新スプリアス規格への対応

世界無線通信会議の無線通信規則(R R)の改正により平成19年11月30日以前に製造された機種は旧基準のため、新基準に適合していることの確認をとる必要があります。

そのまま平成34年12月からは再免許されず使用できなくなります。

今、雑誌等で販売広告の出ている無線機は全て新基準のものです。

JARLの登録機種は全て旧基準であり、技術適合基準の機種は新旧の基準が混在しています。

新旧を判断する基準は、**技適番号 002KN397 以降が新基準**のものです。次の5機種に例外があります。

【例外】	新基準	旧基準
	002KN384 (ID-91)アイコム	002KN410 (TH-F7)ケンウッド
	002KN392 (VX-6)ヤエス	002KN486(IC-910)アイコム
		002KN489(IC-7400)アイコム

JARL登録機種及び旧基準の技適対応機種は、スプリアスの値が新基準に適合しているか否かを調べ適合している場合には JARD(日本アマチュア無線振興協会)によりスプリアス確認保証の手続きを行えば平成34年以降も再免許され使い続けることが出来ます。

これらの詳細は、JARD や総合通信局のホームページ又 CQ 誌 平成29年4月号に掲載されております。

我々アマチュアが一番利用し易いのは、JARD の確認保証を利用する方法なのでそれを説明します。又、総務省の確認公表リストに掲載されている機種は強度確認届出書を直接総合通信局に提出できる。

【準備するもの】

- 無線局事項書及び工事設計書 (最新のもの)
 - 局免番号、識別番号(呼出符号)、装置番号、周波数、電波の型式、変調方式、終段、出力ほか
- メーカー、送信機の型式、登録番号又は技適番号、製造番号
 - 保証可能リストにより、確認保証が受けられることを調べておく(保証可能リストは JARD のホームページから)
- 確認保証願書、強度確認届出書 の書式 ⇒ JARD のホームページ又は JARD から取り寄せる

【記入上の注意】

- 確認保証願書には、保証を依頼する装置のみ記入する(該当する装置番号のもののみ)
- 強度確認届書には、全ての装置について記入し、該当する保証対象欄の□にレ点を付ける
- 技適番号を記入した機器は、③の欄への記入は省略できる
- その無線機に付属装置がある場合には、保証願書の該当欄に装置名等を記入するとともに、強度確認届出書には、付属装置の諸元を追記する
- JARL 会員の場合、確認保証願書の特例適用欄に JARL 会員と記入し会員証のコピーを添付する

【記入後の手続き】

1. 手数料を計算し郵便局他で JARD に振り込み、納付書を保証願書に貼る
2. JARD に郵送すれば、その後の処理は全て JARD で行う

スプリアス保証願書記入例

スプリアス確認保証願書

一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 御中

私は、以下の無線設備について、スプリアス確認保証を受けたいので、別紙の書類を添えて出願します。

出願の日	(平成) 28年 9月 1日	
電話番号	03-0000-0000	
FAX	03-0000-0000	
メールアドレス	XXXXX@jard.or.jp	

住所	170-8088	社団の場合 事務所の所在地	東京都豊島区巣鴨3-36-6
氏名	(ふりがな) ほしょう じろう	社団の場合 代表者の氏名	保証 次郎
社団の名称	社団の場合に限る		
免許番号	関 A 第 0000 号	識別信号 (呼出符号)	JA1000

装置の区別	送信機の名称等	技適番号又は JARL登録機種の登録番号	製造番号	付属装置の有無及び名称等 (ある場合のみ)
第 2 送信機	JARD-25	KV780025	201625	□有
第 4 送信機	JV-117	B0011	8088	□有
第 5 送信機	JARD-90	A90	100	□有
第 送信機				□有
第 送信機				□有
第 送信機				□有
第 送信機				□有
第 送信機				□有
第 送信機				□有
第 送信機				□有

※保証料の算定について
この場合は、第2、4及び第5送信機までの3台となるため、保証料は4,500円となります。
(2,500円+1,000円×2台)
なお、保証料の特例の適用を受ける場合は、特例適用欄の□にレ印を付け、[]内に内容を記載してください。

※参考事項の記載について
今回、スプリアス確認保証を受ける装置が、平成17年12月以降にアマチュア局の保証を受けたものであるときは、参考事項欄にその旨記載してください。

※保証料の算定
基本料 (1台分の料金を含む) 2,500円
2台目以降 1台ごとに1,000円を加算

保証料の額 4,500円

特例適用 □有 ()
(例) スプリアス確認保証2回目 (S10XXXX (前回のJARD確認保証番号))
(例) JARL会員 (JARL会員証のコピーを添付してください。)

参考事項 (例) 第0送信機はアマチュア局の保証を受けている。(平成27年1月 JARD保証)

注1 本願書は無線局1局ごとに作成してください。
注2 「スプリアス確認保証を申し込む無線設備」の欄には、今回スプリアス確認保証を受ける送信機のみを記載してください。

不要発射の強度確認届書の記入例

スプリアス発射及び不要発射の強度確認届書 (アマチュア局の保証用)

平成 29年 3月 24日

東海総合通信局長 殿

免許人名 高澤 勝彦

無線設備規則の一部を改正する省令 (平成17年総務省令第119号) 附則第3条第1項の規定の適用を受けている無線設備について、同令附則第2条に規定する新規規則の条件に適合することの確認に係る保証を受けたので、下記のとおり現在の無線設備規則の基準に合致することを届け出ます。

記

免許番号	海A42355号		識別信号 (呼出符号)	JA2APN		
① 保証対象	② 装置の区別 技術基準適合証明書番号 又は工事設計認証番号	③ 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	変調方式	終段管		備考
				名称個数	電圧	
□	第1送信機	002KN556			V	
■	第2送信機	T112	A1A: 19M10M帯 A1A.A3E.J3E.G1B.F1D.F3F: 3.5 ~ 24MHz帯 A1A.A3E.J3E.G1B.F1D.F3C.F3F: 20M: 50MHz帯	平行変調 リアクタンス変調 低電力変調	HF:2SC2509x2 50M:M57735x1	13.8 V 10W
□	第3送信機	002-140013			V	
□	第4送信機	空欄 撤去 (属済)			V	
□	第5送信機	空欄 撤去 (属済)			V	
□	第6送信機	002KN572			V	
□	第7送信機	002KN482			V	
□	第8送信機	I110	F3E.F3F: 144M, 430MHz帯	リアクタンス変調	144M:2SC1005x1 430M:2SC1012x1	13.8 V 10W
■	第9送信機	Y129	F3E.F3F: 144M, 430MHz帯	リアクタンス変調	144M:M57796MAx1 430M:M57797MAx1	13.8 V 6W
■	第10送信機	Y130	F3E:1200MHz帯	リアクタンス変調	M57787x1	13.8 V 1W

③の欄は、技適の場合のみ記入を省略で

送信機の装置番号は、免許申請時の番号と同じ番号を記

注1 本届出書は無線局1局ごとに作成すること。
注2 ①の欄において、新スプリアス規則に適合することの確認に係る保証の対象送信機にレ印を記入すること。
注3 ②の欄において、技術基準適合証明書番号等を記載した場合は、③の欄は記載を要しない。
注4 本様式に全部を記載することができない場合は、上表と同様の別紙を作成し記載すること。

【保証料金等】

1. 基本料金は1台分を含み ¥2,500、 2台目以降は1台ごとに¥1,000
2. JARL の会員特典: 基本料金で3台まで確認保証できる (3台まで¥2,500)
3. JARL 会員の特典は、無線局ごとに受けられるので、複数局の免許を受けている方は複数の恩恵あり
4. 親子等で無線機の共用で免許を受けていても、確認保証は無線局に対してであるので局免ごとに確認保証の手続きをする必要あり。 ⇒ 複数倍の確認保証料金が必要

【その他】

1. JARD の確認保証は紙での申請のほか、JARD のホームページから Web での申請方法もある
2. この制度に対する問い合わせ先
 - ・JARD保証事業センター(スプリアス確認保証担当) 電話 03-3910-7286
〒170-8088 東京都豊島区巣鴨3丁目36-6 共同計画ビル 5F
 - ・東海総合通信局 電話 052-971-9622 無線通信部陸上課 アマ無線担当
3. JARD での事前調査 612 台、 適合 516 台、 不適合 96 台
内 近傍:2 台、 近傍+高低調波:10 台、 高低調波:84 台であった (H29.3.17 現在)
・送信機とアンテナの間にフィルターを入れてスプリアスを減衰させるための専用の装置は現在販売されていない
4. スプリアス確認保証とは別に JARD 以外の業者で測定し確認届を提出する方法もあるが、手続きが複雑であり費用も異なる
5. 総合通信局の確認公表リストに掲載されている機種は、測定結果通知書の添付を省略できる
6. JARD の確認保証以外による手続きの記入サンプル(下記)のみ掲載する

測定業者が作成 測定結果通知書

総務省「電波利用ホームページ」からダウンロードし
申請者が作成 「不要発射の強度確認届書」

スプリアス測定結果通知書

氏名 高澤 勝彦 殿
スプリアス実態調査により実測した結果を、以下のとおり通知します。

測定業者名

発行番号	216219		
【被験設備】	メーカー名	型式又は名称	JARL登録番号
	アイコム	IC-2310	1110
	製造番号	02364	
測定者	測定日		
一般財団法人日本アマチュア無線振興協会	平成29年4月4日		

【測定結果】			
周波数帯	電波型式	実測値 (dBμ)	規格値 (dBμ)
145.0000	無変調	-48.6	-59.0
145.0000	F3E		
435.0000	無変調	-48.7	-50.0
435.0000	F2E		

【使用測定器】					
測定器名	製造者名	型名	製造番号	校正年月	校正機関
スペクトラムアナライザ	アンリツ (株)	MS2720T	1549098	平成28年1月	アンリツカスタマーサポート (株)

(注) この測定結果通知書は、当該製造番号の無線機のみに対するものです。また、この通知書は、いかなる理由があっても再発行はいたしません。

スプリアス発射及び不要発射の強度確認届書

平成 29 年 3 月 24 日

東海総合通信局長 殿

免許人名 高澤 勝彦

無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第1項の規定の適用を受けている無線設備について、
 ① スプリアス発射及び不要発射の強度を測定した。
 ② 無線設備の製造業者等においてスプリアス発射及び不要発射の強度を測定したものと同一型式のものであるので、下記のとおり現在の無線設備規則の基準に合致することを届け出ます。(ア又はイのいずれかに○)

記

(1) 対象局

無線局の種別	免許番号	識別信号	装置番号	製造者名	型式又は名称	検定番号	技術基準適合証明番号	製造番号	製造年月
1	アマチュア局	電 A42355 号	JARA2FN	第8	アイコム	IC-2310		1110	002364
2									

周波数等

周波数	電力	電波の型式	占有周波数帯幅
145MHz帯	10W	F3E	
430MHz帯			

一つの無線局で複数の装置や周波数がある場合は、複数行に分けて記載。

(2) 使用測定器及び測定者(イの場合にあっては記載不要)

測定器名	製造者名	型式	製造番号	校正年月	校正機関名	備考	測定者	連絡先	備考
MS2720T	アンリツ	MS2720T	1549098	平成28年1月	アンリツカスタマーサポート (株)				

(3) 測定結果(イの場合にあっては記載不要)

測定周波数	基準値	測定値	測定周波数	基準値	測定値	測定日	備考
1	別紙	測定結果					

※ (1) の行番号と対応させること。

以上
平成 29 年 3 月 26 日
富士市アマチュア無線非常通信協力会
文責: JA2APN
高澤 勝彦